

ID: 113

担当部署: 町民生活課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例施行規則 第4条		
例規番号	平成30年規則第21号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(許可証の再交付手続)</p> <p>第4条 使用者は、許可証を紛失又は汚損等したときは、町営墓地使用許可証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日